



株式会社フューチャーリンクネットワーク

証券コード：9241

# 第23回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2022年11月25日（金曜日）午前10時  
受付開始 午前9時30分

**開催場所** 千葉県船橋市本町二丁目9番3号  
セミナーハウス  
クロス・ウェーブ船橋 大会議室A

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

## 目次

第23回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
(添付書類)	
事業報告	9
計算書類	29
監査報告書	46

新型コロナウイルス感染症の拡大状況及びご自身の健康状態にご留意のうえ、本株主総会へのご出席見合わせも含めてご検討ください。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

株 主 各 位

証券コード 9241  
2022年11月9日

千葉県船橋市西船四丁目19番3号  
株式会社フューチャーリンクネットワーク  
代表取締役社長 石井 丈晴

## 第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年11月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年11月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 千葉県船橋市本町二丁目9番3号  
セミナーハウス クロス・ウェーブ船橋 大会議室A
3. 目的事項  
報告事項 第23期（2021年9月1日から2022年8月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役5名選任の件  
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（[https://www.futurelink.co.jp/ir/ir\\_library/](https://www.futurelink.co.jp/ir/ir_library/)）に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

| 現行定款                                                                                                                                                                               | 変更案  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> | <削除> |

| 現行定款                                                                                        | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="384 182 518 213">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="384 560 518 591">&lt;新設&gt;</p> | <p data-bbox="784 182 999 213">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="768 216 1347 349"><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="840 352 1347 557">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="784 560 858 591">(附則)</p> <p data-bbox="774 594 1347 802">1. <u>変更後定款第15条</u> (電子提供措置等) の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="774 805 1347 908">2. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

## 第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役5名全員は任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                           | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | いし い たけ はる<br>石井 丈晴<br>(1973年12月23日)                                                                                                                                                   | 2000年3月 当社設立 代表取締役社長 (現任)                                                                                               | 374,500株       |
|       | <p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>石井丈晴氏は、2000年の当社創業より代表取締役として事業をけん引してまいりました。これまでに培ってきた当社における経営全般に関する知識と経験により、当社の経営における重要事項の意思決定を担い、全役職員に対しリーダーシップを発揮できることから、適当な人物であると判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。</p> |                                                                                                                         |                |
| 2     | おか だ りょう すけ<br>岡田 亮介<br>(1975年9月11日)                                                                                                                                                   | 2001年4月 当社入社<br>2002年4月 当社取締役 (現任)<br>2012年3月 公共ソリューション部長 (現任)<br>2019年11月 事業本部長 (現任)<br>2022年9月 株式会社公共BPO 代表取締役社長 (現任) | 42,500株        |
|       | <p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>岡田亮介氏は、当社の創業メンバーの一人であり長年にわたり営業部門に携わり事業をけん引し現在は事業本部長を担っています。当社の経営に関与し豊富な経験と実績を有していることから、今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>                     |                                                                                                                         |                |
| 3     | なか がわ たく や<br>中川 拓哉<br>(1980年1月6日)                                                                                                                                                     | 2007年5月 当社入社<br>2014年3月 当社パートナー事業部長<br>2017年9月 当社経営統括部長 (現任)<br>2018年11月 当社取締役 (現任)                                     | 200株           |
|       | <p>〈取締役候補者とした理由〉</p> <p>中川拓哉氏は、当社においてパートナー事業部長、経営統括部長等の重要役職を歴任し、当社の経営管理に関する豊富な経験と実績を有しております。今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>                                        |                                                                                                                         |                |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                            | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|----------------|
| 4         | いた くら まさ ひろ<br>板 倉 正 弘<br>(1963年1月4日)                                                                                                                                                 | 2005年10月 当社取締役 (現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社フィールドビジョン 代表取締役 | 38,500株        |
|           | 〈社外取締役候補者とした理由・期待される役割〉<br>板倉正弘氏は、長年にわたる組織人事コンサルティングの経験を有することから経営全般に関する豊富な知見を持ち、さまざまな視点からご意見・ご指摘をいただくなどガバナンス強化の重要な役割を担ってきたことから、引き続き独立した立場から当社の経営を監督していただけることが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。 |                                                          |                |
| 5         | かた まち よし お<br>片 町 吉 男<br>(1974年7月24日)                                                                                                                                                 | 2014年4月 当社取締役 (現任)<br>[重要な兼職の状況]<br>株式会社サンクネット 代表取締役     | 35,000株        |
|           | 〈社外取締役候補者とした理由・期待される役割〉<br>片町吉男氏は、取締役・社長等、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化の重要な役割を担ってきたことから、今後も当社の経営を監督していただけることが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。   |                                                          |                |

- (注) 1. 取締役候補者片町吉男氏は、株式会社サンクネットの代表取締役を兼任しており、同社と当社とは公共ソリューション事業のバックオフィス業務とマーケティング支援事業のアウトソーシング業務の取引を行っております。取引条件については同業他社と比較検討した結果、当社に不利な取引ではない一般的な条件で決定しております。その他の候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 板倉正弘氏及び片町吉男氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、当社は、板倉正弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 板倉正弘氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって17年1ヶ月となります。
4. 片町吉男氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年8ヶ月となります。
5. 取締役候補者石井丈晴氏の所有する当社株式の数は、同氏及び親族の資産管理会社である株式会社石井本店が保有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。

6. 当社は板倉正弘氏及び片町吉男氏との間で、会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を、金4,000万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として締結しております。両氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・防護費用等の損害を補填することとしております。本議案の取締役候補者につきましては、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後は引き続き被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年5月28日開催の第7回定時株主総会において、年額84百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除きます。）とご承認いただいております。

今般、取締役（社外取締役を含みます。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20百万円以内（うち社外取締役4百万円以内）といたします（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除きます。）。また、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年6,000株以内（うち社外取締役1,200株以内）といたします。ただし、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われる場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利とならない範囲において、取締役会で決定いたします。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

#### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、払込期日から、3年から5年までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。



## (2) 譲渡制限の解除

対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位（以下「役職等の地位」といいます。）のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が譲渡制限期間において、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の役職等の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

## (3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

## (4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、第23回定時株主総会の開催日を含む月から当該組織再編等の承認日を含む月までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式数について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案における報酬額の上限、発行または処分される当社普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、事業報告21頁をご参照ください）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

以 上

# 事業報告

(2021年9月1日から  
2022年8月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の浸透に伴い、経済活動に持ち直しの動きがみられたものの、厳しい状況となりました。高い感染力を有する変異株の急速な感染拡大や、世界情勢では戦争や資源の高騰による物価高もあり、依然として先行きが不透明な状況となっております。

当社が事業展開する広告業界におきましては、2021年の日本の総広告費は新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に落ち込んだ2020年比で110.4%の6兆7,998億円と、広告市場全体が大きく回復しました。中でもインターネット広告費の市場規模は2兆7,052億円と前年比121.4%となり、マスコミ四媒体広告費を上回る規模に成長を続けております（出典：株式会社電通「2021年日本の広告費」）。

また、ふるさと納税市場においては、2021年度のふるさと納税受入額は前年比23.5%増の8,302億円となり、受け入れ件数も前年比27.5%増の約4,447万件と過去最高となりました。新型コロナウイルス感染症拡大の中で巣ごもり需要を背景に返礼品を求める動きが目立ち、今後もさらなる市場規模の拡大が予想されております（出典：総務省自治税務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和4年度実施）」）。

このような環境下、当社は地域情報プラットフォーム「まいぷれ」の運営を通じ、広告主である地域の中小事業者・店舗の情報発信・マーケティング支援を通じた経営支援を推進し、運営パートナーとの協働によるふるさと納税事業や地域ポイント事業の実行を通じて地方自治体の課題解決を推進してまいりました。

当事業年度においては、東証マザーズ上場後初の事業年度を迎え、公募調達した資金をもとに、地域情報プラットフォームの価値向上のための積極的な開発投資や、他社との資本業務提携を行ってまいりました。この結果、地域の中小事業者のWEBマーケティングを支援する新たなサービス「まいぷれアナライザー」のリリースや経営支援に向けて補助金・助成金サービス活用、事業承継の支援を行うサービスを開始し、今後の地域情報流通事業の成長基盤を構築しました。公共ソリューション事業においては、ふるさと納税BPO業務を受託する自治体エリアにおいてBPO業務を行ってまいりました。

しかしながら、初期加盟金の伸び悩み、まいぷれアナライザーの販売の伸び悩みなどがあり、売上高が当初予想を下回る結果となり、当事業年度における売上高は1,254,514千円（前期比7.0%減）、営業損失は54,808千円（前期は営業利益100,782千円）、経常損失は56,603千円（前期は経常利益94,684千円）、当期純損失は71,608千円（前期は当期純利益

79,652千円) となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首より適用しており、この結果、当事業年度の売上高が2,000千円減少し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ2,000千円増加しております。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ① 地域情報流通事業

地域情報流通事業におきましては、ユーザーが「魅力ある地域情報を認知し、興味を持ち、行動し、リピートし、ファンになる」という体験ができるよう、地域情報サイト「まいぷれ」のデザインの刷新やファン機能の追加等のリニューアルを実施いたしました。また、Googleビジネスプロフィールを分析し、効果的に運用するためのサポートツール「まいぷれアナライザー」をリリースし、ローカルWebマーケティング支援にも注力するとともに、新たに補助金や助成金の活用や事業承継など、地域店舗・中小企業の経営支援に向けたサービスを広げてまいりました。

まいぷれ店舗広告は、広告掲載だけではない付加価値を高め、顧客満足度を高めるサポートを行い、地域に根付いた営業活動を行ったため、まいぷれ店舗の掲載料が順調に増加し、当事業年度における直営地域のまいぷれ関連売上高は106,464千円(前期比8.1%増)となりました。

また、パートナー運営地域におきましては、当事業年度に、地域情報サイトが802エリアとなり、「まいぷれ」の展開エリアは着実に増加しております。この結果、直営を含む全国のまいぷれプラットフォーム利用店舗数は1,560店舗増加の18,127店舗となりました。

運営パートナーの新規開拓におきましては、広告配信プラットフォームの仕様変更による影響が一時的にあったことに加え、新型コロナウイルス感染症が急拡大する中で新規事業参入への意志決定に躊躇されるケースもあったため、事業年度における新規契約件数は12件に留まり、当初計画を下回る結果となりました。これにより、当事業年度の既存・新規契約をあわせたパートナー関連売上高は320,686千円(前期比14.6%減)となりました。問い合わせ数の減少については、回復の兆しをみせており、その他にも、外部アライアンス先の追加や営業体制の強化による案件獲得の増加にも注力してまいります。

この結果、当事業年度に属するセグメント売上高は427,150千円(前期比9.9%減)となりました。また、セグメント利益は166,597千円(前期比31.0%減)となりました。なお、当事業年度の期首より収益認識会計基準等を適用しており、この結果、当事業年度のセグメント売上高及びセグメント利益がそれぞれ2,000千円減少しております。

## ② 公共ソリューション事業

ふるさと納税BPOでは、当事業年度に新たに8自治体で受託が開始し、5自治体が契約終了となり、サービス提供自治体数は37となりました。受託自治体数の増加と寄付額の増加につながるBPO支援に取り組み、ふるさと納税関連売上高は458,236千円（前期比6.2%増）となりました。

公共ソリューション領域では、千葉県白井市の「白井市情報集約・発信支援業務委託」の新規受託や、消防庁の新技术を活用した災害情報伝達手段の実証実験を長野県須坂市、長野市、軽井沢町の3自治体で実施するなど、事業を推進してまいりました。その結果、公共案件売上高は111,794千円（前期比5.5%減）となりました。

地域共通ポイントサービス「まいづれポイント」は、2エリアでサービスがスタートし、2自治体との契約が終了となり、全国で11エリアで展開し、3自治体と官民協働で運営しております。当社が事務局運営を務める自治体の委託費やポイント制度の周知に伴う活動及びポイントシステムのアプリ化リプレイスに伴う移行作業など、展開エリアでの着実な活動を行ってまいりました。この結果、まいづれポイント関連売上高は40,583千円（前期比49.2%減）となりました。

この結果、当事業年度に属するセグメント売上高は610,613千円（前期比3.0%減）となりました。また、外注原価の増加と人件費が増加したためセグメント利益は82,975千円（前期比46.8%減）となりました。

## ③ マーケティング支援事業

マーケティング支援事業におきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による大手小売チェーンの新店・改装計画の延期や、訪日外国人向けの広告キャンペーン等の需要低迷を見越した計画を推進している中で、地域店舗への販促支援が微増となり、この結果、当事業年度に属するセグメント売上高は216,750千円（前期比11.8%減）、セグメント利益は15,343千円（前期比58.9%増）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施した設備投資の総額は26,699千円で、その主な内容は地域情報プラットフォームの価値向上のための「まいづれリニューアル」及び地域の中小事業者のWebマーケティングを支援する「まいづれアナライザー」の開発投資のほか、富津金谷小オフィスの改修工事に伴う設備投資であります。

### (3) 対処すべき課題

2023年8月期における事業環境は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会経済活動の停滞による影響や、資源の高騰による物価高もあり、依然として先行き不透明な状態が続くことが懸念されます。当社においては、社内の感染症対策を徹底するとともに、従業員の安全確保及び事業への影響抑止に努めております。

このような状況のもと、当社が事業展開する広告業界においては、新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みから回復し、中でもインターネット広告費が伸びております。当社が新型コロナウイルス感染症拡大により事業活動や業績に受ける影響は限定的と考えておりますが、長期的な成長のために対処すべき課題は次のとおりであります。

#### ① サービスの継続的な成長

当社は地域情報プラットフォーム「まいぷれ」の運営を主たる事業としており、プラットフォームの機能価値向上により、直営エリアで加盟店の増加と月額プラットフォーム利用料（MRR）の増加を図り、ビジネスモデルとしてエリア展開をすることで収益基盤を構築してまいりました。

今後においても、さらなる機能向上とサービスレベル向上及び運営パートナーへの経営指導力の強化を図ることが継続的な成長のために最重要な課題と認識しています。運営パートナーの増加によりリーチ可能な地域が拡大し、公共ソリューション事業の提供地域の増加につなげていく好循環の成長サイクルを生み出していくことが重要と考えております。

また、自社開発をしない分野に関しては、株式会社エフェクチュアルをはじめ、技術に優れた会社と業務提携等を通じ、地域情報プラットフォーム「まいぷれ」の機能向上を強化してまいります。

#### ② 収益基盤の強化

当社は、直営運営エリア・パートナー運営エリアともに、「まいぷれ」への加盟事業者数を増やすことにより収益基盤を構築してまいりましたが、今後の中長期的な成長を実現するためにはさらなる収益基盤の強化が必要不可欠な課題であると認識しております。そのためにサービスレベルのさらなる向上にむけて、地域情報プラットフォームの開発を続けてまいります。

今後においても、地域情報プラットフォーム「まいぷれ」のリニューアルや、店舗向けの情報発信管理ツールの提供から、補助金助成金の申請支援や事業承継など、店舗の経営支援に渡る分野にまでサービスを展開し、サービスレベルをより拡充していくことを予定してまいります。

当事業年度に当初計画を下回ってしまった運営パートナーの新規獲得においては、営業体制を見直し、営業人員を増員することで、安定した受注体制としてまいります。

また、公共ソリューション事業においては、ソリューションの幅を広げると同時に展開できるエリアを増やしていくことが重要です。直営運営エリア・パートナー運営エリアにかかわらず、展開エリアをさらに広げてまいります。加えて、自治体のBPOを支援する目的で設立した株式会社公共BPOにより、当社の外注費の抑制を見据えながら、自治体へ提供できる業務支援を拡大してまいります。

### ③ サービスの健全性の維持及び向上

当社が運営する「まいぷれ」は、インターネットを通じて提供されているものであり、システムを安定的に稼働させることが重要な課題であると認識しております。今後においても、ユーザー数、PV数及び投稿数の増加、サービスの機能拡充、セキュリティの向上等に適時に対応し、技術革新等の事業環境の変化にも柔軟に対応できるシステム開発体制を構築することで、システムの安定稼働や高度なセキュリティが担保されたサービス運営に努めてまいります。

また、掲載するコンテンツの健全性の維持及び向上を図るため、校正機能を整備しております。当社では、広告掲載原稿の全投稿チェック体制、運営パートナーへのコンテンツ作成指導の強化、まいぷれ利用規約を遵守していただけないユーザーに対する注意喚起や利用停止措置等を実施しておりますが、今後においても、サービスの成長に合わせて必要な投資を行い、体制の強化に努めてまいります。

### ④ 組織力、内部管理体制の強化

#### a. 優秀な人材の確保及び育成

当社では、専門的知識を有した優秀な人材の確保及び育成が重要な課題であると認識しております。事業規模に応じた少人数での効率的な運営を意識し、高度な知識・経験のある人材の確保に積極的に取り組んでまいります。また、人材育成のために各種研修等の教育・研修制度も充実させてまいります。

#### b. 内部管理体制の強化

当社が継続的に成長し続けるためには、内部管理体制の強化が必要不可欠な課題であると認識しております。そのため、今後においても、内部統制システムの運用を徹底し、事業運営上のリスクの把握と管理を適切に行える体制構築に努めてまいります。

#### c. 情報管理体制の強化

当社では、個人情報等の機密情報につきまして、ネットワークの管理、社内規程の制定及び遵守、全従業員を対象とした社内研修の徹底、内部監査によるチェック等により、情報管理体制を構築しております。今後においても、コンプライアンスを重視し、情報管理体制の強化に努めてまいります。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

| 区分                        |      | 第20期<br>2019年8月期 | 第21期<br>2020年8月期 | 第22期<br>2021年8月期 | 第23期(当期)<br>2022年8月期 |
|---------------------------|------|------------------|------------------|------------------|----------------------|
| 売上高                       | (千円) | 1,074,683        | 1,134,818        | 1,349,476        | 1,254,514            |
| 経常利益<br>又は経常損失 (△)        | (千円) | 962              | 42,305           | 94,684           | △56,603              |
| 当期純利益<br>又は当期純損失 (△)      | (千円) | 17,137           | 39,487           | 79,652           | △71,608              |
| 1株当たり当期純利益<br>又は当期純損失 (△) | (円)  | 24.38            | 56.17            | 112.82           | △87.33               |
| 総資産                       | (千円) | 317,888          | 444,140          | 844,938          | 713,878              |
| 純資産                       | (千円) | △30,315          | 9,171            | 353,104          | 282,926              |

(注) 当社は、2021年5月8日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。当該株式分割については、第20期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

#### (5) 主要な事業内容 (2022年8月31日現在)

当社のミッションは、持続可能な地域社会モデルを構築することで、地域活性化を継続的かつ発展的事業の形で実現することです。地域に点在する付加価値を流通させる地域情報プラットフォームである「まいぷれ」を構築し運用しております。当社は、地域情報プラットフォーム「まいぷれ」の仕組みと運営体制を活用した事業を「地域情報流通事業」、「公共ソリューション事業」及び「マーケティング支援事業」の3区分のセグメントで行っております。各事業の内容は次のとおりであります。

##### ① 地域情報流通事業

当社は、地域情報を継続的に収集し、多様なメディアやチャンネルに配信する技術とその運営体制を有することにより構築される地域情報流通基盤を、地域情報プラットフォーム「まいぷれ」と名付け、運営しております。地域情報流通事業は、主に地域の中小事業者を対象に、情報配信を支援する事業と、その仕組みをエリアの運営パートナーへビジネスモデルとして提供する事業を含んでおります。主な事業収益は、地域の中小事業者から月

額課金（サブスクリプション）でいただく「まいぷれ」への掲載及びプラットフォームへの参加利用料金と、全国各地域の「まいぷれ」運営パートナーからいただくパートナー加盟料及びロイヤリティ収益となります。

さまざまな地域の情報を集め、編集し、発信する地域情報プラットフォーム「まいぷれ」は、ローカルコンテンツに特化した独自性の高いインターネットメディアです。当社専門スタッフが地域の中小事業者・店舗を直接取材、編集を行い、魅力を最大限に引き出した効果的な広告を作成し、商圈を絞って掲載します。その利用料の対価として広告掲載料等をいただきます。

## ② 公共ソリューション事業

公共ソリューション事業では、地域情報流通基盤を活用することで、自治体や国の抱える課題に対し官民連携による解決策を提案しております。地域に根ざした運営体制を持つ地域情報プラットフォーム「まいぷれ」を活用することで、当社独自の官民協働事業を展開し、官民協働ポータル、ふるさと納税業務支援、地域共通ポイント（まいぷれポイント）、インフォメーションセンター運営等の事例に取り組んでおります。また、国や自治体に対して、「まいぷれ」で培ったノウハウや情報流通技術を活かしたソリューションの提供も行い、コンサルティング費用やシステム提供費用、サービス提供委託料などの公共案件の受託を通じて、課題解決施策を実行することで価値を提供しております。

## ③ マーケティング支援事業

地域情報流通基盤を活用し、地域に根ざしたエリアマーケティングを支援する事業です。特定の商圈や地域に直接情報を発信したい企業にマーケティングソリューションを提供しております。ナショナルクライアントの地域メディアを活用したエリアプロモーションや地域におけるコミュニティとの連動企画や地域に根付いたイベントの企画・運営など、「まいぷれ」ならではのソリューション提供を行っております。

マーケティング支援事業では、顧客の抱える課題に応じたソリューションを提供し、施策に応じた対価をいただいています。企画料、販促物の制作費、Webマーケティング費、BPO委託料等が収益となります。



(6) 主要な事業所 (2022年8月31日現在)

| 名称        | 所在地     |
|-----------|---------|
| 本社        | 千葉県船橋市  |
| 八千代オフィス   | 千葉県八千代市 |
| 行方オフィス    | 茨城県行方市  |
| 鴻巣オフィス    | 埼玉県鴻巣市  |
| 加古川オフィス   | 兵庫県加古川市 |
| 富津金谷小オフィス | 千葉県富津市  |

(7) 従業員の状況 (2022年8月31日現在)

|        | 従業員数 | 前事業年度末比<br>増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|------|---------------|-------|--------|
| 男性     | 41名  | 4名増           | 32.9歳 | 7.4年   |
| 女性     | 60名  | 7名増           | 35.0歳 | 5.5年   |
| 合計又は平均 | 101名 | 11名増          | 34.1歳 | 6.3年   |

(注) 従業員数は正社員を集計対象として算出しております。臨時従業員 (パート) は除きます。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2022年8月31日現在)

| 借入先          | 借入残高 (千円) |
|--------------|-----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 94,959    |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 32,431    |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 23,424    |

(9) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、2022年9月1日付をもって、地方自治体のふるさと納税の業務支援におけるコールセンターとBPO業務を事業とする「株式会社公共BPO」(当社の出資比率60%)を設立しました。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年8月31日現在）

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 2,812,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 821,500株   |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 712名       |
| (4) 大株主（上位10名） |            |

| 株主名       | 持株数      | 持株比率   |
|-----------|----------|--------|
| 株式会社石井本店  | 300,000株 | 36.52% |
| 石井 丈晴     | 74,500株  | 9.07%  |
| 岡田 亮介     | 42,500株  | 5.17%  |
| 板倉 正弘     | 38,500株  | 4.69%  |
| 片町 吉男     | 35,000株  | 4.26%  |
| 室川 敏治     | 30,000株  | 3.65%  |
| 楽天証券株式会社  | 25,200株  | 3.07%  |
| 西村 裕二     | 20,000株  | 2.43%  |
| 株式会社SBI証券 | 18,100株  | 2.20%  |
| 吉弘 和正     | 11,100株  | 1.35%  |

- (注) 1. 株式会社石井本店は当社代表取締役である石井丈晴及びその親族が株式を保有する資産管理会社であります。  
2. 自己株式は保有しておりません。
- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況記載すべき事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度末日に会社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

| 名称                             | 第5回A<br>新株予約権                            | 第6回<br>新株予約権                          | 第5回B<br>新株予約権                         |
|--------------------------------|------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 発行決議日                          | 2018年8月31日                               | 2018年8月31日                            | 2019年7月17日                            |
| 新株予約権の数                        | 802個                                     | 30個                                   | 20個                                   |
| 保有人数                           |                                          |                                       |                                       |
| 当社取締役<br>(社外役員を除く)             | 2名                                       | －名                                    | 1名                                    |
| 当社社外取締役<br>(社外役員に限る)           | 2名                                       | －名                                    | －名                                    |
| 当社監査役                          | －名                                       | 1名                                    | －名                                    |
| 新株予約権の目的とな<br>る株式の種類及び数        | 当社普通株式<br>16,040株<br>(新株予約権1個につき<br>20株) | 当社普通株式<br>600株<br>(新株予約権1個につき<br>20株) | 当社普通株式<br>400株<br>(新株予約権1個につき<br>20株) |
| 新株予約権の払込金額                     | 新株予約権と引換に金銭<br>の払い込みは要しない                | 新株予約権と引換に金銭<br>の払い込みは要しない             | 新株予約権と引換に金銭<br>の払い込みは要しない             |
| 新株予約権の行使に際<br>して出資される財産の<br>価額 | 新株予約権1個あたり<br>13,000円<br>(1株当たり 650円)    | 新株予約権1個あたり<br>13,000円<br>(1株当たり 650円) | 新株予約権1個あたり<br>13,000円<br>(1株当たり 650円) |
| 新株予約権の行使期間                     | 2020年9月1日から<br>2028年8月16日まで              | 2020年9月1日から<br>2028年8月16日まで           | 2021年7月18日から<br>2028年8月16日まで          |
| 新株予約権の主な行使<br>条件               | (注)                                      | (注)                                   | (注)                                   |

(注) 第5回A新株予約権、第6回新株予約権及び第5回B新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任した場合、もしくは従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。
2. 新株予約権の行使期間到来後に死亡したことにより当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を失った場合には、死亡の日から6ヶ月以内に限り、その相続人において新株予約権を行使することができる（権利行使期間中に限る）。
3. 当社の株式が上場した日から6ヶ月を経過した場合に50%、1年を経過した場合にさらに50%の株式数を行使できるものとする。

## 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年8月31日現在）

| 氏名    | 地位及び担当                       | 重要な兼職の状況                                                                                              |
|-------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 石井 丈晴 | 代表取締役社長                      |                                                                                                       |
| 岡田 亮介 | 取締役<br>事業本部長兼<br>公共ソリューション部長 |                                                                                                       |
| 中川 拓哉 | 取締役<br>経営統括部長                |                                                                                                       |
| 板倉 正弘 | 取締役                          | 株式会社フィールドビジョン 代表取締役                                                                                   |
| 片町 吉男 | 取締役                          | 株式会社サンクネット 代表取締役                                                                                      |
| 神崎 進  | 常勤監査役                        |                                                                                                       |
| 清水 行雄 | 監査役                          |                                                                                                       |
| 松本 高一 | 監査役                          | 株式会社アンビグラム 代表取締役<br>株式会社アップピア 代表取締役<br>株式会社ラバブルマーケティンググループ 社外取締役<br>フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 社外取締役(監査等委員) |

- (注) 1. 取締役 板倉正弘、片町吉男の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役 清水行雄、松本高一の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役板倉正弘氏及び監査役清水行雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の板倉正弘、片町吉男、監査役の神崎進、社外監査役の清水行雄、松本高一の各氏と、会社法第423条第1項の責任について、金4,000万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を損害賠償金額の限度とする「責任限定契約」を締結しています。当社定款に基づき当社が社外取締役板倉正弘、片町吉男、監査役神崎進、社外監査役清水行雄、松本高一の各氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。

### ・社外取締役及び監査役の責任限定契約

社外取締役及び監査役は、本契約締結後、会社法第427条第1項の規定により、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金4,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないうようにするための処置として、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

## ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役の業績向上意欲等を保持し、且つ、同業他社の水準、当社の経営内容及び当社の従業員給与とのバランスを勘案した水準とし、取締役会に答申したうえで、取締役会決議を経て決定しております。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、各監査役の常勤、非常勤の別や業務分担等を基に、監査役の協議により決定しております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は2007年5月28日開催の定時株主総会において年額84百万円以内と決議されております（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は2名）です。

監査役の報酬限度額は2007年5月28日開催の定時株主総会において年額36百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の<br>総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |                 |                      | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|--------------------|-------------------|-----------------|----------------------|-----------------------|
|                  |                    | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬 (賞与) | 非金銭報酬<br>(ストックオプション) |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 49,014<br>(3,603)  | 49,014<br>(3,603) | —               | —                    | 5<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 7,268<br>(2,640)   | 7,268<br>(2,640)  | —               | —                    | 3<br>(2)              |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 56,282<br>(6,243)  | 56,282<br>(6,243) | —               | —                    | 8<br>(4)              |

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

| 区分  | 氏名    | 重要な兼職の状況                                                                                             | 当社と当該他の法人等との関係                                                                                                                                    |
|-----|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 板倉 正弘 | 株式会社フィールドビジョン<br>代表取締役                                                                               | 同氏の兼職先と当社間に特別な関係はありません。                                                                                                                           |
| 取締役 | 片町 吉男 | 株式会社サンクネット<br>代表取締役                                                                                  | 同社は当社の公共ソリューション事業のふるさと納税事務のバックオフィス業務とマーケティング支援事業のアウトソーシング業務の取引先であります。取引条件については同業他社と比較検討した結果、当社に不利な取引ではない一般的な条件で決定しております。この他に同氏と当社間に特別な利害関係はありません。 |
| 監査役 | 松本 高一 | 株式会社アッピア 代表取締役<br>株式会社アンビグラム 代表取締役<br>株式会社ラバブルマーケティンググループ 社外取締役<br>フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 社外取締役(監査等委員) | 同氏の兼職先と当社間に特別な関係はありません。                                                                                                                           |

② 各社外役員の主な活動状況

| 区分  | 氏名    | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                              |
|-----|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 板倉 正弘 | 当事業年度開催の取締役会には、15回中15回に出席し、主に営業・財務・人事労務などの経験から経営全般に関する豊富な知見とガバナンス強化の指摘など重要な役割を期待され、幅広い視点から、予算の審議や業績状況の議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。                                                                                                     |
| 取締役 | 片町 吉男 | 当事業年度開催の取締役会には、15回中15回に出席し、主に業務管理・マーケティングについて豊富な経験と幅広い見識をもとに経営を監督することを期待され、経営者の視点から経営全般に助言をし、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。                                                                                                              |
| 監査役 | 清水 行雄 | 当事業年度開催の取締役会15回中15回に出席し、複数社の経営に携わった経験・見識に基づく経営の監督、チェック機能として必要な発言を適宜行っております。また当事業年度開催の監査役会14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。                                                                                          |
| 監査役 | 松本 高一 | 当事業年度開催の取締役会15回中15回に出席し、企業経営コンサルティング及び証券会社の実務実績とともに、数社の経営に社外取締役、社外監査役として携わり、スタートアップ上場プロセスに関する専門的知見と上場企業ガバナンスに関する豊富な見識からの視点に基づくアドバイスや、経営の監督、チェック機能として必要な発言を適宜行っております。また当事業年度開催の監査役会14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書



## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 千葉第一監査法人

(2) 報酬等の額

|                                | 支払額      |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 12,500千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制等の整備について取締役会で決議しております。その概要は以下の通りであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確保するための体制
  - ① 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス管理規程」を定めるとともに取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
  - ② 内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
  - ③ 監査役は、「監査役監査規程」に基づき、公正不偏な立場から取締役の職務執行状況について適宜監査を実施する。また、監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く恐れのある事実を発見したときは、その事実を指摘して、これを改めるように取締役会に勧告し、状況によりその行為の差し止めを請求できる。
  - ④ 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款及び当社規程に適合しているかを確認し、必要に応じて、その改善を促す。また、内部監査担当者は、監査の結果を代表取締役に報告する。
  - ⑤ 反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを当社内に周知し明文化する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録に記録し、保存する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
  - ② データ化された機密情報については、「IT管理規程」及び「個人情報保護基本規程」に基づき、適切なアクセス権限やアクセス管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、当社の損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見直す。また、経営統括部が主管部署となり、各事業部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役が統括責任者として、全社的な対策を検討する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ② 当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」、及び「業務分掌規程」を制定し、取締役及び使用人の職務執行について責任の範囲及び執行手続を明確にし、効率的な意思決定を行う体制を確保する。

#### 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の部門の責任者等の指揮命令を受けない。なお、その人事異動・処遇につきましては、取締役と監査役とが協議のうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

#### 6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合もしくは発生した場合又は法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査役に遅滞なく報告する。
- ② 取締役及び監査役は、定期・不定期を問わず、コンプライアンス及びリスク管理への取組状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査役間の意思疎通を図るものとする。
- ③ 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
- ④ 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

- ⑤ 監査役は内部通報窓口であるとともに、内部通報窓口の顧問弁護士との情報交換を必要に応じて行い、重大なコンプライアンス上の懸念がある事象につきましては、詳細な確認を行う。
7. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「公益通報者保護規程」で定め、取締役及び使用人に周知徹底する。
8. 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役が職務の執行に必要なと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
9. その他の監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
- ② 監査役は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。
11. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- ① 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力対策規程」に定め、全ての取締役及び監査役並びに使

用人に周知徹底する。

- ② 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部の専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### 1. 取締役の職務執行について

取締役は、取締役及び監査役全員出席のもと、取締役会において経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度において取締役会を15回開催し、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行が行われております。

### 2. 監査役の職務執行について

監査役は、取締役会議事録や稟議書等の書類の閲覧に加え、関係者へのヒアリング、内部監査への立ち会い、代表取締役や会計監査人との面談により監査を行う他、毎月開催される取締役会やその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べ取締役会での決議の状況や取締役の業務執行状況を監査しております。

### 3. コンプライアンス及びリスク管理について

当社は、リスクの予防とコンプライアンス遵守を全社的に推進し、必要な情報の共有及び迅速な対処のため、月に1回の部長会議においてリスク管理とコンプライアンス議題を設けております。また、役職員に対して定期的にコンプライアンス教育を実施し、法令・企業倫理の遵守を徹底するようにしております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>579,050</b> | <b>流動負債</b>     | <b>346,633</b> |
| 現金及び預金          | 408,300        | 買掛金             | 44,032         |
| 売掛金             | 106,250        | 短期借入金           | 50,000         |
| 契約資産            | 25,709         | 1年内返済予定の長期借入金   | 28,776         |
| 商品及び製品          | 96             | リース債務           | 3,472          |
| 仕掛品             | 141            | 未払金             | 62,453         |
| 原材料及び貯蔵品        | 817            | 未払費用            | 2,871          |
| 前払費用            | 13,574         | 未払法人税等          | 2,694          |
| 未収入金            | 13,295         | 契約負債            | 3,191          |
| 立替金             | 11,797         | 預り金             | 129,986        |
| その他の金           | 86             | 賞与引当金           | 19,144         |
| 貸倒引当金           | △1,020         | その他の            | 8              |
| <b>固定資産</b>     | <b>134,827</b> | <b>固定負債</b>     | <b>84,318</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>31,923</b>  | 長期借入金           | 72,038         |
| 建物              | 23,290         | リース債務           | 4,385          |
| 車両運搬具           | 0              | 資産除去債務          | 7,895          |
| 工具、器具及び備品       | 1,249          |                 |                |
| リース資産           | 6,228          |                 |                |
| 建設仮勘定           | 1,155          |                 |                |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>30,850</b>  | <b>負債合計</b>     | <b>430,952</b> |
| 商標              | 17             |                 |                |
| ソフトウェア          | 26,989         | <b>(純資産の部)</b>  |                |
| ソフトウェア仮勘定       | 3,642          | <b>株主資本</b>     | <b>282,926</b> |
| 電話加入権           | 200            | 資本金             | 267,355        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>72,053</b>  | 資本剰余金           | 181,855        |
| 投資有価証券          | 53,018         | 資本準備金           | 181,855        |
| 出資              | 10             | 利益剰余金           | △166,283       |
| 破産更生債権等         | 837            | その他利益剰余金        | △166,283       |
| 長期前払費用          | 2,339          | 別途積立金           | 200            |
| 繰延税金資産          | 6,460          | 繰越利益剰余金         | △166,483       |
| 長期未収入金          | 19,062         |                 |                |
| 敷金              | 6,185          |                 |                |
| 差入保証金           | 2,685          |                 |                |
| その他の金           | 10             |                 |                |
| 貸倒引当金           | △18,556        | <b>純資産合計</b>    | <b>282,926</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>713,878</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>713,878</b> |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

# 損益計算書

(2021年9月1日から  
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額    |           |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 1,254,514 |
| 売 上 原 価               |        | 487,189   |
| 売 上 総 利 益             |        | 767,325   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 822,133   |
| 営 業 損 失               |        | 54,808    |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 受 取 利 息               | 5      |           |
| そ の 他                 | 1,081  | 1,086     |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 支 払 利 息               | 2,296  |           |
| 支 払 保 証 料             | 584    | 2,881     |
| 経 常 損 失               |        | 56,603    |
| 特 別 利 益               |        |           |
| 補 助 金 収 入             | 5,000  | 5,000     |
| 特 別 損 失               |        |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 1,089  | 1,089     |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |        | 52,692    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,698  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 17,216 | 18,915    |
| 当 期 純 損 失             |        | 71,608    |

## 株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から  
2022年8月31日まで)

(単位：千円)

|              | 株主資本    |         |         |
|--------------|---------|---------|---------|
|              | 資本金     | 資本剰余金   |         |
|              |         | 資本準備金   | 資本剰余金合計 |
| 2021年9月1日残高  | 266,640 | 181,140 | 181,140 |
| 事業年度中の変動額    |         |         |         |
| 新株の発行        | 715     | 715     | 715     |
| 当期純損失(△)     |         |         |         |
| 事業年度中の変動額合計  | 715     | 715     | 715     |
| 2022年8月31日残高 | 267,355 | 181,855 | 181,855 |

(単位：千円)

|              | 株主資本     |          |          |         | 純資産合計   |
|--------------|----------|----------|----------|---------|---------|
|              | 利益剰余金    |          |          | 株主資本合計  |         |
|              | その他利益剰余金 |          | 利益剰余金合計  |         |         |
|              | 別途積立金    | 繰越利益剰余金  |          |         |         |
| 2021年9月1日残高  | 200      | △94,875  | △94,675  | 353,104 | 353,104 |
| 事業年度中の変動額    |          |          |          |         |         |
| 新株の発行        |          |          |          | 1,430   | 1,430   |
| 当期純損失(△)     |          | △71,608  | △71,608  | △71,608 | △71,608 |
| 事業年度中の変動額合計  | -        | △71,608  | △71,608  | △70,178 | △70,178 |
| 2022年8月31日残高 | 200      | △166,483 | △166,283 | 282,926 | 282,926 |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書



# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料 …………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 …………… 6～15年

工具、器具及び備品 …………… 3～8年

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 ……………従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### ① 直営まいづれ関連売上高

直営まいづれ関連売上においては、主に地域情報プラットフォーム「まいづれ」への掲載等より、地域の中小事業者・店舗の情報配信を支援するサービスを提供しており、当社が提供するまいづれ商品ごとに履行義務を識別しております。

これら履行義務は、当社が顧客との契約期間にわたって義務を履行するにつれて顧客が便益を享受するため、一定期間にわたり充足される履行義務であり、情報掲載期間である1か月毎に算定されたまいづれ掲載料を収益として認識しております。

##### ② パートナー関連売上高

パートナー関連売上においては、顧客である運営パートナーに対して、まいづれ運営の許諾、運営前における初期支援、まいづれプラットフォーム等の利用、運営における継続的な経営指導・助言サービス等を提供しており、サービス毎に履行義務を識別しております。

まいづれ運営の許諾をパートナーとしての地位を付与した時点、まいづれ運営前における初期支援は初期導入研修完了や初期提供物の納品時点を履行義務の充足時点として一時点で収益を認識することとしております。また、まいづれプラットフォーム等の利用、運営における継続的な経営指導・助言サービスについては、契約期間にわたり時の経過に基づいて履行義務が充足されるものであり、契約期間にわたり各月で収益を認識しております。

##### ③ ふるさと納税関連売上高

ふるさと納税関連売上においては、業務委託契約に基づき、顧客である地方自治体に対して返礼品の商品開発、プロモーション、ふるさと納税金額のデータ管理、寄付者への書類送付や返礼品発送手配の代行等のサービスを提供しております。

これらのサービスは相互依存性又は相互関連性が高いものであり、一定期間にわたり充足される単一の履行義務として識別しており、契約期間にわたり、毎月の業務委託料を収益として認識しております。

##### ④ 公共案件売上高

公共案件売上においては、国や地方公共団体等に対し業務委託契約に基づき、ウェブサイトの企画・設計・構築、まいづれポイントの導入を含む業務システムの構築、ウェブサイト等の運用・保守、事業運営等、別個の約束した財又はサービスを提供しております。

これらの約束した財又はサービスの提供を運営や保守など時の経過に応じて履行義務が充足されるものとそれ以外に分類し、一定の期間にわたり充足される履行義務又は一時点で充足される履行義務の判定を行った上で、検収実績等により収益を認識しております。

## ⑤ マーケティング支援売上高

マーケティング支援売上においては、顧客に対し主にプロモーション用の販促物の制作を提供しております。販促物の制作費については、制作物を顧客に引き渡した一時点で履行義務が充足されたと判断しており、顧客の検収に基づき収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来契約時に一括して収益を認識していたパートナー加盟料については、従来の基準に比して収益認識の時期にずれが生じるため、それぞれ履行義務の充足時期に対応して収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高が2,000千円減少し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ2,000千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」及び「前受収益」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

### 3. 追加情報に関する注記

#### (子会社の設立)

当社は、2022年8月9日開催の取締役会において、下記のとおり子会社の設立を決議し、2022年9月1日に設立いたしました。

#### ①子会社設立の目的

ふるさと納税BPO業務における効率と品質を高め、自治体に選ばれるバックオフィスを構築するために、当社と株式会社シフトセブンコンサルティング、および株式会社サンクネットとの共同出資により、地方自治体のふるさと納税の業務支援におけるコールセンターとBPO業務にイノベーションを起こし、地域活性化のさらなる加速を目的とした株式会社公共BPOを設立しました。

#### ②子会社の概要

|        |   |                                   |
|--------|---|-----------------------------------|
| 名称     | : | 株式会社公共BPO                         |
| 所在地    | : | 千葉県富津市金谷2254番地3                   |
| 代表者の氏名 | : | 代表取締役社長 岡田 亮介                     |
| 事業の内容  | : | 地方自治体のふるさと納税業務支援におけるコールセンター、BPO業務 |
| 資本金    | : | 40,000千円                          |
| 設立の時期  | : | 2022年9月1日                         |
| 出資比率   | : | 株式会社フューチャーリンクネットワーク 60%           |
|        |   | 株式会社シフトセブンコンサルティング 38%            |
|        |   | 株式会社サンクネット 2%                     |

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

##### 繰延税金資産の回収可能性

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産… 6,460千円

##### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

###### ① 金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来加算一時差異の解消見込年度のスケジュールリング及び将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。また、当事業年度末に税務上の繰越欠損金を有していますが、繰越期間にわたる将来の課税所得の見積額（税務上の繰越欠損金控除前）に基づき、税務上の繰越欠損金の控除見込年度及び控除見込額のスケジュールリングを行い、回収が見込まれる額を繰延税金資産として計上しております。なお、課税所得の見積りは、当事業年度の業績を踏まえて算定し、取締役会で決議した事業計画を基礎としております。

###### ② 見積りに用いた主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定である売上高は、当事業年度の売上高実績及びまいづれ掲載店舗数、運営パートナー数、ふるさと納税予想寄付額等の計画値を基礎として算出しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、依然として先行き不透明な状態が続くことが懸念されますが、従前より取り組んでいたオンラインでのマーケティング施策、商談実施、顧客フォロー体制の整備等により重大な影響には至っておらず、現在において当社業績に与える影響は限定的であると仮定のもと、事業計画を策定しております。

ただし、課税所得の見積りに当っては、事業計画の前提条件に重要な不確実性を伴う計画値に対して、一定の補正を行っております。

###### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

新型コロナウイルス感染症の長期化や経済環境の変化等に伴い、運営パートナー数やふるさと納税受託自治体数、自治体当たりのふるさと納税寄付額等が事業計画を下回るリスクがあり、このリスクが顕在化した場合、課税所得の見積りが減少し、回収が見込まれない繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 19,734千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関の株式会社三菱UFJ銀行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

|         |          |
|---------|----------|
| 当座貸越限度額 | 50,000千円 |
| 借入実行残高  | 50,000千円 |
| 差引額     | －千円      |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首  | 増加     | 減少 | 当事業年度期末  |
|-------|----------|--------|----|----------|
| 普通株式  | 819,300株 | 2,200株 | －株 | 821,500株 |

(変動理由の概要)

新株予約権の権利行使に対する新株式の発行による増加であります。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 57,280株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 繰延税金資産                |           |
| 未払事業税                 | 408千円     |
| 賞与引当金                 | 5,831千円   |
| 貸倒引当金                 | 5,963千円   |
| 資産除去債務                | 2,404千円   |
| 税務上の繰越欠損金             | 39,796千円  |
| その他                   | 2,791千円   |
| 繰延税金資産小計              | 57,195千円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △38,707千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △10,152千円 |
| 評価性引当額小計              | △48,859千円 |
| 繰延税金資産合計              | 8,336千円   |
| 繰延税金負債                |           |
| 資産除去債務に対応する除去費用       | △1,876千円  |
| 繰延税金負債合計              | △1,876千円  |
| 繰延税金資産純額              | 6,460千円   |

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及びリース取引により資金を調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形、売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクにさらされておりますが、概ね3ヶ月以内に回収期日が到来するものであります。また、長期未収入金については、債務弁済契約に基づく回収が長期にわたることから、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携に関連する非上場株式であります。

買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等及び預り金は、ほとんどが3ヶ月以内に支払期日が到来するものであります。

短期借入金の使途は運転資金、長期借入金の使途は主に設備投資資金並びに新型コロナウイルス感染症による影響に備えた運転資金であり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。また、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### ア. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

受取手形、売掛金及び未収入金に係る顧客の信用リスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、与信管理規程に沿って主な取引先の信用状態を把握する体制をとっております。

長期未収入金に係る信用リスクは、経営統括部が契約に基づく入金期日及び残高を管理し、入金遅延があった場合には取引相手に連絡等することにより回収のリスクを軽減しております。

##### イ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、定期的取引先企業の財政状況等を把握しております。また、借入金に係る金利変動については、経営統括部で市場金利の動向を確認しております。

##### ウ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経営統括部で年度及び月次資金計画表を作成し、必要資金を計画的に調達するなどの方法により、資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がないため、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。



(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額   |
|----------------|----------|---------|------|
| (1) 長期未収入金     | 19,062   |         |      |
| 貸倒引当金 (※2)     | △17,718  |         |      |
|                | 1,343    | 1,343   | －    |
| 資産計            | 1,343    | 1,343   | －    |
| (1) 長期借入金 (※3) | 100,814  | 100,380 | △433 |
| (2) リース債務 (※3) | 7,858    | 7,853   | △4   |
| 負債計            | 108,672  | 108,234 | △437 |

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」及び「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(※2) 対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) 長期借入金、リース債務には、1年内の期限到来分を含めて記載しております。

(※4) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表価額は以下のとおりであります。

| 区分    | 当事業年度 (千円) |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 53,018     |

## (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## ① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

## ② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分     | 時価 (千円) |         |       |         |
|--------|---------|---------|-------|---------|
|        | レベル1    | レベル2    | レベル3  | 合計      |
| 長期未収入金 | —       | —       | 1,343 | 1,343   |
| 資産計    | —       | —       | 1,343 | 1,343   |
| 長期借入金  | —       | 100,380 | —     | 100,380 |
| リース債務  | —       | 7,853   | —     | 7,853   |
| 負債計    | —       | 108,234 | —     | 108,234 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期未収入金

長期未収入金については、個別に回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額と同額であり、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要なため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金、並びにリース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

| 種類                              | 会社等の名称             | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合          | 関連当事者<br>との関係    | 取引の内容                                     | 取引金額<br>(注1) | 科目  | 期末残高  |
|---------------------------------|--------------------|------------------------------|------------------|-------------------------------------------|--------------|-----|-------|
| 役員                              | 石井丈晴               | 被所有<br>直接 9.07%<br>間接 36.52% | 当社代表取締役<br>債務被保証 | 当社リース取引に<br>係る債務被保証<br>(注2)               | 9,381        | —   | —     |
| 役員が議決<br>権の過半数<br>を所有して<br>いる会社 | 株式会社サンクネット<br>(注4) | なし                           | サービス業務の<br>委託    | ふるさと納税事務<br>局のバックオフィ<br>ス業務委託料の支<br>払(注3) | 38,976       | 買掛金 | 3,627 |
|                                 |                    |                              |                  | 販促キャンペーン<br>データ作成料の支<br>払(注3)             | 4,746        |     |       |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注2) 当社はリース取引に対して債務保証を受けております。なお、リース取引に対する債務被保証の取引金額は、当事業年度末の未経過リース料残高を記載しております。また、石井丈晴に対する債務保証料の支払いは行っておりません。

(注3) 株式会社サンクネットとの取引につきましては、独立第三者間取引と同様の一般的な条件で行っております。

(注4) 当社役員片町吉男及びその近親者が議決権の76.24%を直接保有しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 報告セグメント |           |           |           |
|---------------|---------|-----------|-----------|-----------|
|               | 地域情報流通  | 公共ソリューション | マーケティング支援 | 計         |
| 直営まいづれ関連売上高   | 106,464 | —         | —         | 106,464   |
| パートナー関連売上高    | 320,686 | —         | —         | 320,686   |
| ふるさと納税関連売上高   | —       | 458,236   | —         | 458,236   |
| 公共案件売上高       | —       | 111,794   | —         | 111,794   |
| まいづれポイント関連売上高 | —       | 40,583    | —         | 40,583    |
| マーケティング支援売上高  | —       | —         | 216,750   | 216,750   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 427,150 | 610,613   | 216,750   | 1,254,514 |
| その他の収益        | —       | —         | —         | —         |
| 外部顧客への売上高     | 427,150 | 610,613   | 216,750   | 1,254,514 |

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

① 直営まいづれ関連売上高

直営まいづれ関連売上においては、主に地域情報プラットフォーム「まいづれ」への掲載及びプラットフォームへの参加利用により、地域の中小事業者・店舗の情報配信を支援するサービスを提供しております。顧客である地域の中小事業者・店舗は、まいづれ掲載申込みに基づき、当社が提供するまいづれ商品から情報掲載サービスを選択し、当社はその商品毎に履行義務を識別しております。なお、情報掲載期間は、1か月であり、契約を終了させる旨の意思表示がない限り、1か月単位で継続いたします。

当社が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するため、一定期間にわたり充足される履行義務であります。

当社が顧客へ提供するサービスは、商品毎に月額料金が定められており、情報掲載期間である1か月毎に算定されたまいづれ掲載料を収益として認識しております。

② パートナー関連売上高

パートナー関連売上においては、パートナー基本契約に基づき、直営エリア以外の全国各地域で運営パートナー各社と協業体制を組み、全国各地域で地域情報プラットフォーム「まいづれ」の運営を中心とした地域活性化に関わる幅広い事業の展開を行っております。当社は、顧客である運営パートナーに対して、まいづれ運営の許諾、まいづれ運営前における初期支援、まいづれプラットフォーム等の利用、運営にお

ける継続的な経営指導・助言サービス等を提供しており、サービス毎に履行義務を識別しております。また、まいづれ運営の許諾、まいづれ運営前における初期支援の対価としてパートナー加盟料、まいづれプラットフォーム等の利用、運営における継続的な経営指導・助言サービスの提供の対価としてプラットフォーム利用料、ロイヤルティを受領しております。

パートナー加盟料については、まいづれ運営の許諾をパートナーエリアにおけるまいづれを中心とした様々な事業を展開する協業パートナーとしての地位の付与と位置づけ、パートナーとしての地位を付与した時点、まいづれ運営前における初期支援は初期導入研修完了や初期提供物の納品時点を履行義務の充足時点として、契約による固定価格に基づき、収益を認識することとしております。また、プラットフォーム利用料、ロイヤルティについては、契約期間にわたり時の経過に基づいて履行義務が充足されるものであり、契約による固定価格及び顧客の売上高に応じて算定された額に基づき、各月で収益を認識しております。

### ③ ふるさと納税関連売上高

ふるさと納税関連売上においては、業務委託契約に基づき、顧客である地方自治体に対して返礼品の商品開発、プロモーション、ふるさと納税金額のデータ管理、寄付者への書類送付や返礼品発送手配の代行等のサービスを提供しており、寄付金額の一定割合を業務委託料として受領しております。これらのサービスは相互依存性又は相互関連性が高いものであり、一定期間にわたり充足される単一の履行義務として識別しております。

契約期間は1年間であり、毎月の自治体への寄付金額に応じて計算された業務委託料を収益として認識しております。

### ④ 公共案件売上高

公共案件売上においては、国や地方公共団体等に対し業務委託契約に基づき、以下の別個の約束した財又はサービスを提供しております。

A ウェブサイトの企画・設計・構築 / B 業務システムの構築（まいづれポイントの導入を含む）

C ウェブサイトや業務システムの運用・保守 / D 事業のプロモーション等に係る機器や物品の提供

E 事業運営（日々のオペレーション等） / F 業務システムを利用した事業に係る分析及び助言等

これらの約束した財又はサービスを運営や保守など時の経過に応じて履行義務が充足されるものとそれ以外に分類し、一定の期間にわたり充足される履行義務又は一時点で充足される履行義務の判定を行った上で、契約に基づく履行義務毎に定められた固定価格に基づき、検収実績等により収益を認識しております。

### ⑤ マーケティング支援売上高

マーケティング支援売上においては、顧客に対し主にプロモーション用の販促物の制作を提供しております。販促物の制作費については、制作物を顧客に引き渡した一時点で履行義務が充足されたと判断しており、受注金額により顧客の検収に基づき収益を認識しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|               | 当事業年度   |         |
|---------------|---------|---------|
|               | 期首残高    | 期末残高    |
| 顧客との契約から生じた債権 | 134,032 | 106,250 |
| 契約資産          | 24,704  | 25,709  |
| 契約負債          | 3,512   | 3,191   |

契約資産は、公共案件売上高における国や地方公共団体等との業務委託契約において、期末日までの一定期間に対する役務提供等が完了しているものの未請求であるシステムの保守や事業運営管理等に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該公共案件に関する対価は、業務委託契約に定める支払い条件等に基づき請求を行い、請求後一定期間以内に回収しております。

契約負債は、直営まいづれ関連売上高におけるまいづれ掲載等の対価の前受収益及びパートナー関連売上高において受領したパートナー加盟料のうち履行義務を充足していないものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益のうち期首残高の契約負債残高に含まれていた額は、3,512千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足の履行義務は、パートナー関連売上高における月額定額となるプラットフォーム利用料等であり、顧客の売上高に基づき算定するロイヤリティについては、注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

|         | 当事業年度   |
|---------|---------|
| 1年以内    | 154,880 |
| 1年超2年以内 | 116,095 |
| 2年超3年以内 | 73,700  |
| 3年超     | 50,150  |
| 合計      | 394,825 |

11. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 344円40銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 87円33銭  |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年10月24日

株式会社フューチャーリンクネットワーク  
取締役会 御中

千葉第一監査法人

千葉県千葉市

代表社員 公認会計士 本橋 雄一  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 大川 健哉  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フューチャーリンクネットワークの2021年9月1日から2022年8月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監査報告書

当監査役会は、2021年9月1日から2022年8月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年10月27日

株式会社フューチャーリンクネットワーク 監査役会

常勤監査役 神 崎 進 ㊟

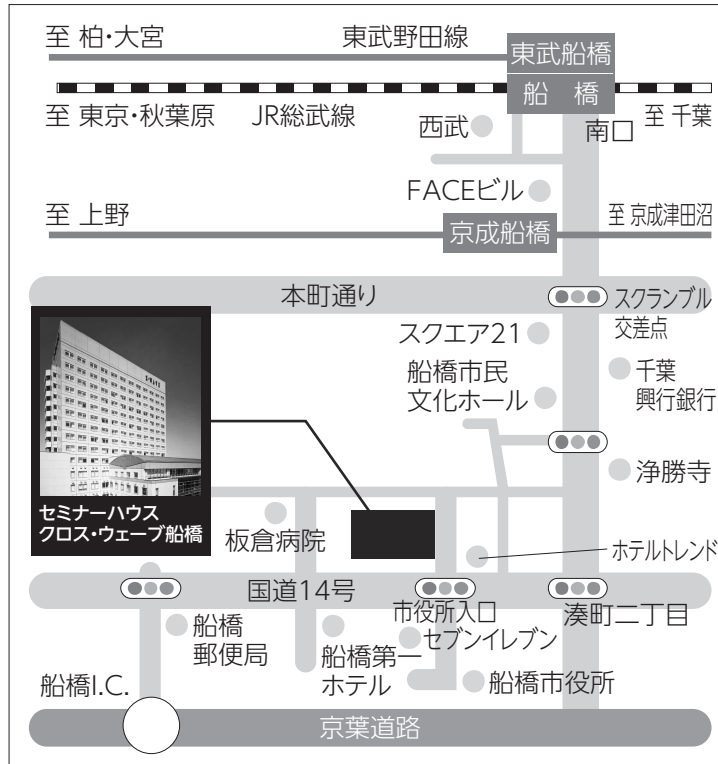
社外監査役 清 水 行 雄 ㊟

社外監査役 松 本 高 一 ㊟

以 上

# 株主総会会場ご案内図

開催場所 千葉県船橋市本町二丁目9番3号  
セミナーハウス  
クロス・ウェーブ船橋 大会議室A  
電話番号 047-436-0111



## 交通機関

JR総武線「船橋」駅から徒歩約9分

東武アーバンパークライン（野田線）「船橋」駅から徒歩約9分

京成本線「京成船橋」駅から徒歩約7分